

報告第3号

令和元年度二宮町一般会計予算事故繰越し
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、一般会計予算事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和2年6月5日提出

二宮町長 村田 邦子

令和元年度二宮町一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					事故繰越しの事由
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
9 教育費	5 保健体 育費	町民温水プールろ 過装置等及びポン プ関係工事	4,440,000	0	4,440,000	0	4,440,000	0	0	0	0	4,440,000	入札により令和元年12月20日に株式会社二宮設備工業所と契約を締結しました。当初は年度内に完成する見込みでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりポンプ補修に必要な中国製部品の納品の目途が立たなくなり、工事が完了しない見込みとなることから、工期の延伸をし、事故繰越しとするものです。